

第2回 人権施策推進会議議事録

開催日時 令和4年1月31日（月）14時30分から16時05分まで

開催場所 横須賀市役所 消防局庁舎4階 災害対策本部室

出席者

【委員】阿瀬川孝治、小林優人、佐野美智子、多田幸子、角井駿輔、西村 淳、
早坂公幸、細江恵美子（敬称略、50音順）

【欠席者】森 弘樹

【傍聴者】1名

【説明者】地域福祉課 藤崎課長、岩崎係長、新倉係長、
健康長寿課 川田課長補佐、中島係長

【事務局】鵜飼市民部長
人権・男女共同参画課 杉山課長、小林係長、坂爪主任

半数以上の委員が出席し会議を開く要件を満たしているため、定刻で開催した。

1 開会

市民部長挨拶

説明員紹介

資料の確認

2 議題

委員

【本人の意思、意思決定について】

- ・診療の場面でしばしば遭遇するのが、本人の思いと家族の思いとのギャップである。医療場面における本人の意思決定を支援する必要がある。
- ・成年後見制度においても、「本人の保護や代行決定」に移る前に本人の意思決定を十分支援する必要性について示している。

【医療機関での権利擁護について】

- ・強制的な入院や身体拘束、向精神薬の薬剤投与によって高齢者の権利が侵害されていないか検証が必要である。

【認知症になっても安心して暮らせるまちづくり】

- ・支援・保護の対象だけではなく、本人の社会参画や活躍する場が創設できるとよい。就労とケアの両立支援のために、他自治体にあるような働けるデイサービスを進めていけるとよい。
- ・本人には車の運転など社会参画にあたりリスクを取る権利があるが、それに伴い事件、事故に巻き込まれた場合の賠償責任保険など、家族だけではなく地域社会で保証する仕組みが必要と考える。

【権利・人権というレンズを通して計画・設計すること】

- ・コロナワクチンの申し込みでは、予約サイトへのアクセスの可否によりサービスに格差が生まれてしまった。

【8050問題について】

- ・高齢の親をハンディのある障害を持つ子どもたちが支えているケースや、その逆のケースもある。はぐくみかんの総合相談窓口で引き続き支援してほしい。

(1) 前回会議での質疑への回答票について【資料1】

- ・資料1 前回会議での質疑への回答票について、説明者から説明した。

【質疑応答・審議】

① 成年後見制度について

委員

- ・裁判所は報酬助成の見込みがあるかどうかを見て、報酬額を決めている節があるので、見込みがあるかどうかは事前に分かった方が裁判所としても助かる部分があるのではないかと思う。事前相談をするために裁判所に提出する書類と同一のものを用意するのは時間的にも労力としても負担が大きいので、年金支払通知書や預貯金通帳などの書類で簡易な相談ができるのであれば、後見人としても安心して相談することができる。手続きはなるべく簡略化してほしい。
- ・報酬助成の範囲を市長申し立て以外にも広げていただけるのは非常にありがたい。実際に無報酬で行っている案件もあるが、無報酬では責任感に甘えがでる可能性がある。

委員長

- ・報酬助成見込みの書類については前向きな回答をいただいているが、省略化というより簡略化が望ましい、との意見であったがいかがか。

説明者

- ・簡略化については、家庭裁判所や様々な専門職のお考えもあると思う。3月の協議会等関係団体に話を聞きながら進めていきたい。

委員長

- ・では、引き続き検討していただきたい。
- ・報酬助成については、要件と考え方の整理をしておく必要がある。
- ・法人後見についても、再開に向けて検討していただけるとのことで歓迎している。
- ・社協の体制が整わないのは、コロナの関係か、それとも市の財務的な支援などがないからなのか。

説明者

- ・成年後見の助成の要件については、低所得のほかに、市長申し立てに限っていた理由は、成年後見になった背景が分かった方に限定していたと認識している。
- ・当初は親族後見が多く専門職の後見は少なかったが、核家族化等により専門後見の方が圧倒的に多くなった。
- ・当初はどの自治体も国から示された、横並びの要綱で進んできたが、少しずつ専門職後見が増えたところで、無報酬を解消しようとはほかの市町村は変えてきたようだ。
- ・制度の改正については報告書にまとめていきたい。

説明者

- ・法人後見について社協の体制が整わないというのは、コロナではなく現在職員が休暇で人員が不足しているために厳しい状況と聞いている。市民後見人の後見監督人として、家庭裁判所から選任されることが増え、報酬が入るようになっているので手立てをしていきたいとのことである。
- ・法人後見を社協の事業としていけば、行政が助成をするというより後見報酬を得ることができる。人員不足については社協単独では難しいということであれば、相談に乗っていきたい。

② 身体拘束について

委員

- ・医療機関では身体拘束や向精神薬の投与については、できるだけ短期間となるよう努力している。地域に住まう方がなるべく拘束されないような情報共有の場が必要である。

委員長

- ・介護の領域では身体拘束は厳しく禁止されている。医療機関における身体拘束について、市としてどこまでできるのかは、難しいものがあると思うが、考えていく必要がある。

委員

- ・退院後にADL（日常生活動作）の低下や介護度が増えて帰ってくるケースがある。「非代替性」「一時的である」「緊急性」の3つの条件がそろったときに止むを得ず実施していることだと思うが、市役所には確認できない。精神保健指定医が認めれば、身体拘束や閉鎖病棟での拘束が認められるが、精神科ではカルテにきちんと記載する。しかし、精神科以外のところではどの程度カルテに記載されているのか。たとえば厚生労働省も調査をしているので次回以降、情報を共有してほしい。
- ・興奮したり、寝ない、暴れるといった場合に向精神薬を処方することがあるが、それもある種の拘束である。本人は服薬したくないかもしれない。認知症病棟への入院などひとつずつチェックし、情報を共有し、医療機関と連携する必要がある。

委員長

- ・回答票には介護の領域を中心に記載しているが、今はもう少し大きく医療機関における身体拘束の話だった。市の施策としてどの程度言及できる余地があるか。保健所の権限か。

説明者

- ・保健所と健康部だと思う。健康部には医療機関と連携をとる機会があると思う。

委員長

- ・調べて、次回報告いただきたい。

③ 研修会について

委員

- ・高齢者虐待防止研修会実施とあるが、研修会の内容はどのようなものか。

- ・階層別の研修が必要だと思うが、個別出張研修とはこういった形で行うのか。

説明者

- ・個別出張研修は、希望する施設からの要望に合わせて市の職員が回っている。
- ・専門的な研修を希望する場合には、講師派遣も行っており多種多様なプログラムがある。
- ・虐待防止研修会については、医療とのかかわり、認知症への対応、支援者の気持ちの切り替え方などテーマを絞って行っている。

④ よこすかオレンジLINEについて

委員

- ・とても良い仕組みだが、今後の目標は。

説明者

- ・現在、横須賀市のLINEがリニューアルし登録者数が一度リセットになったが、一時は認知症サポーターが3000人以上、オレンジパートナーは100人を超えていた。リニューアル後は登録がしやすくなったこともあり、これから伸びていくと考える。新規の認知症サポーター養成講座受講者のうち20%程度の方に登録いただけることを目標としている。

⑤ 認知症カフェについて

委員長

- ・K P I に沿った事業展開が理解でき、報告書をまとめる際は、この内容を入れて整理しておく必要がある。
- ・認知症カフェの支援について何をやっているのか。相談や研修の受講支援についての記載はあるが、ネットワークづくりなど、その他の支援については記載がない。
- ・助成についてはどのように考えているのか。総合事業の中で通う場の支援というのが仕組みとしてあるが、認知症カフェは対象になっていない。助成の可能性について教えてほしい。

説明者

- ・報告書の件については了解した。助成の件に関しては特に金銭的な助成は考えていない。補助をしてしまうと決まった枠の中で実施しなければならなくなる。横須賀市の場合「通いの場」という形に対しても特別な助成はしていない。
- ・「通いの場」が拡大する中で、認知症カフェに特化していくことがよいのか検討が必要だ。地域の中では自然な形で認知症の方を受け入れていると現状があり、横須賀市における認知症カフェのあり方をこれから考えていく時期だと考えている。

委員長

- ・あり方を考えていく時期というのは、まさにそのとおりだ。人権という観点から、どう考えるかというのはこの会議のミッションの一つでもある。引き続き検討していきたい。
- ・また、いまの話では、地域の中で自然に高齢者が集まってくるのに認知症カフェだけに特化しなくても良いと聞こえてしまう。おそらく趣旨は違うと思うが、地域の中で

自然に認知症があろうがなかろうが、だれもが対応できるようにする、という言い方が正しいと考える。ただ、その中でどういふことを認知症カフェに対して支援しているのかということを整理する必要がある。

(2) 事業評価シートについて【資料2】

委員長

- ・事業評価シートに入れるべきことについて発言をいただきたい。回答票の中でも色々意見が出ていたので、事業評価シートに反映して、現在実施している事業については実績値などの数値を入れて記載してほしい。
- ・大きなポイントは回答票についての議論でされたと思うが、その他の部分も含めて発言いただきたい。

① 意思決定支援について

委員

- ・医療上の本人の思いや意思決定について、あるいはご本人のアドバンスケアプランニング（ACP）的な部分について記載しなくてよいのか。在宅医療、在宅療養関係者の連携会議等では議論されている。
- ・市も熱心に在宅医療あるいは終活に関して取り組んでいるが、財産以外の部分はこの評価シートに記載されているのか。

委員長

- ・終活支援については資料も出ていたと思うが事業評価シートではどこに対応するのか。

説明者

- ・終活が権利擁護に直結するというイメージが薄かった。終活についても高齢者の権利擁護に資するという点を気づかせてもらった。書き加えたい。

委員

- ・終活というと最後というイメージがあるが、認知症と診断された時点で、自分の人生をどう過ごすか、たとえば財産のことは専門家をお願いしたいとか、延命治療はどうするのか、入院したらどうするのか、などの意思表示をすることは権利といえる。

委員長

- ・横須賀市は終活登録やエンディングプランサポートについて積極的に行っている。そのことも記載して良いと思うが、ややアドバンスダイレクティブの事前意思表示に重きがおかれているのではないか。委員が述べたアドバンスケアプランニングや人生会議、財産のことも含めて、より広く考えていくという取り組みについては必ずしも明記されていない。意思決定支援については何か行っているのか。

説明者

- ・治療に関しては、在宅療養の関係があり医療と介護の連携した事業を行っている。最終的に病院で亡くなるのではなく、自宅でも治療ができたり介護ができたりという連携を行っている。そういった意味では選択肢を増やす、本人の思いに寄り添った選択をできる術を作ろうと医療関係者・介護関係者は努力しており、市も支援をしている。また、出前トークの実施などにより周知している。

- ・終活については、財産が少ない方についてはエンディングプラン、終活登録については身寄りがない方が増えているので、本人に何かあったとき誰に連絡するのかを登録する。
- ・財産をどうするかというより本人に判断能力がなくなったときに支援者はどうしていくか考えてくださいという投げかけを広報紙や出前トークで説明している。

委員長

- ・終活登録や、エンディングサポート、それよりも一歩進んだアドバンスケアプランニングや意思決定支援も含めて、現在の状況と整理が抜けているので、次回の会議で提出していただき事業評価シートに入れていきたい。

委員

- ・入れておけば、いずれ認知症あるいは高齢者になっていく時に全部が病院ということではなく、選択の幅ができる。それは、市だけでやれることではないので、医師会や様々な関係団体と連携しながら事業を進めていくことを盛り込んでいただきたい。

委員

- ・終活の話聞いて、遺言が本人の意思決定にかかると感じた。
- ・認知症の方は遺言を残せないと考えている方もいるので、遺言を残せることを伝えることが、本人の意思の尊重になる。
- ・市の窓口で困っている方がいたときに、使用できる手段を伝えて、詳細な話は専門職に聞いてくださいというルートを確保しておくことが権利擁護につながると思う。
- ・市の職員は、どの程度成年後見制度や遺言の内容を理解しているのか。後見人として市に問い合わせても対応されないことがある。本人や家族に対する周知も必要だが、職員に対する研修を行っているのか、内容も含めて次回の会議で教えていただきたい。

委員

- ・意思決定については、ほとんど話すことができなくなっている方でも意思があるという前提で意思や思いを引き出すような環境づくりが必要だ。
- ・成年後見という補助・保佐・後見と遺言能力は別の枠で診断書を書いている。遺言能力はある程度の知的な会話ができれば残せる、意思表示できることを盛り込んでいただき、多くの方に知っていただきたい。医療の場面や財産保護の場面だけではなく様々な場面で意思表示できることを知っていただきたい。

委員長

- ・意思決定支援という項目を立て、その中で現状と今後について整理し、次回、事業評価シートに入れていければよい。

② 地域の取り組みについて

委員

- ・地域の連携については、地域ごとに活動の進み具合に違いがある。認知症カフェなど拠点があると活動しやすいので拠点づくりを進めていきたいという気持ちが民生委員にはある。そのためには地域と連携していないとできないので、その際には市から援助し連携していけるとよい。

③ 認知症になっても暮らせるまちづくり

委員

- ・横須賀には今のところないが、社会参加したいとの思いに応える働けるデイサービスについて記載があるとよい。
- ・認知症の方が過失によってトラブルを起こしてしまった場合、民事刑事裁判で訴えられてしまう。また、家族が巻き込まれてしまうこともある。そういったときに使える認知症事故救済制度・賠償責任保険を市が行うのはどうか。
- ・本人の意思を尊重することによっておこるリスクを家族だけが負わなければいけないことは、今後の課題だと思う。

委員長

- ・街づくりとか、あるいは参加ということになると思う。どこまで市の施策ということになるかわからないが、項目として事業評価シートの中では考えてもらいたい。

④ まとめ

委員長

- ・前半は具体的な市の回答に対して様々な検討がなされた。次回は評価シートに沿っての議論になる。
- ・追加資料の要求ができなかった委員は、もしあれば事務局へお知らせください。

3 その他

委員

- ・最近事件があったので追加でお伝えしたい。認知症の方と一緒にいた介護者が急に入院されたケースがあった。認知症の方は一人で生活できず、24時間営業の店で「お金をなくした。食べ物が欲しい。」と訴えたので警察が対応した。一人で介護しており民生委員や公的支援と一切つながっておらず、うまく地域とかかわりができていないケースだった。家族にはそれぞれの気持ちがあると思うがもう少し踏み込めたらいいと思う。

委員長

- ・次回の会議では、今回延期とした当事者への意見聴取を行って、事業評価シートのまとめや報告書の作成についての意見交換を行いたい。
- ・市はこれまで積極的にいろいろな分野で事業を実施している。それをきちんと評価して、すべきことは実施しており、今後はこんなことも考えられるというような資料ができればよい。

事務局

- ・今回のテーマは2か年で審議することになっている。
- ・次回の会議日程は、5月16、17日を候補とし、改めて調整する。

4 閉会

委員長

- ・以上をもって第2回人権施策推進会議を終了する。

以上